

令和8年度(2026年度)

償却資産申告の手引き

刈谷市

市税につきましては、日ごろからご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和8年度の償却資産の申告時期がまいりましたので、ご案内いたします。この手引きを参考に、申告書を作成して提出してくださるようお願ひいたします。

1 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、刈谷市内で事業を営んでいる個人又は法人の方

2 提出期限

令和8年2月2日(月)

申告書の提出期限は2月2日(月)ですが、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、
1月20日(火)までの提出にご協力ください。

3 提出書類

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書

※ 控えが必要な場合は、コピーをご用意ください。

※ 郵送による申告で、「控用」に受付印を希望される方は、控えと切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封がない場合は、返信できませんので、ご了承ください。

4 提出先および問合せ先

〒448-8501 愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所税務課家屋係 償却資産担当
☎(0566)62-1008(受付時間 8:30~17:15)※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

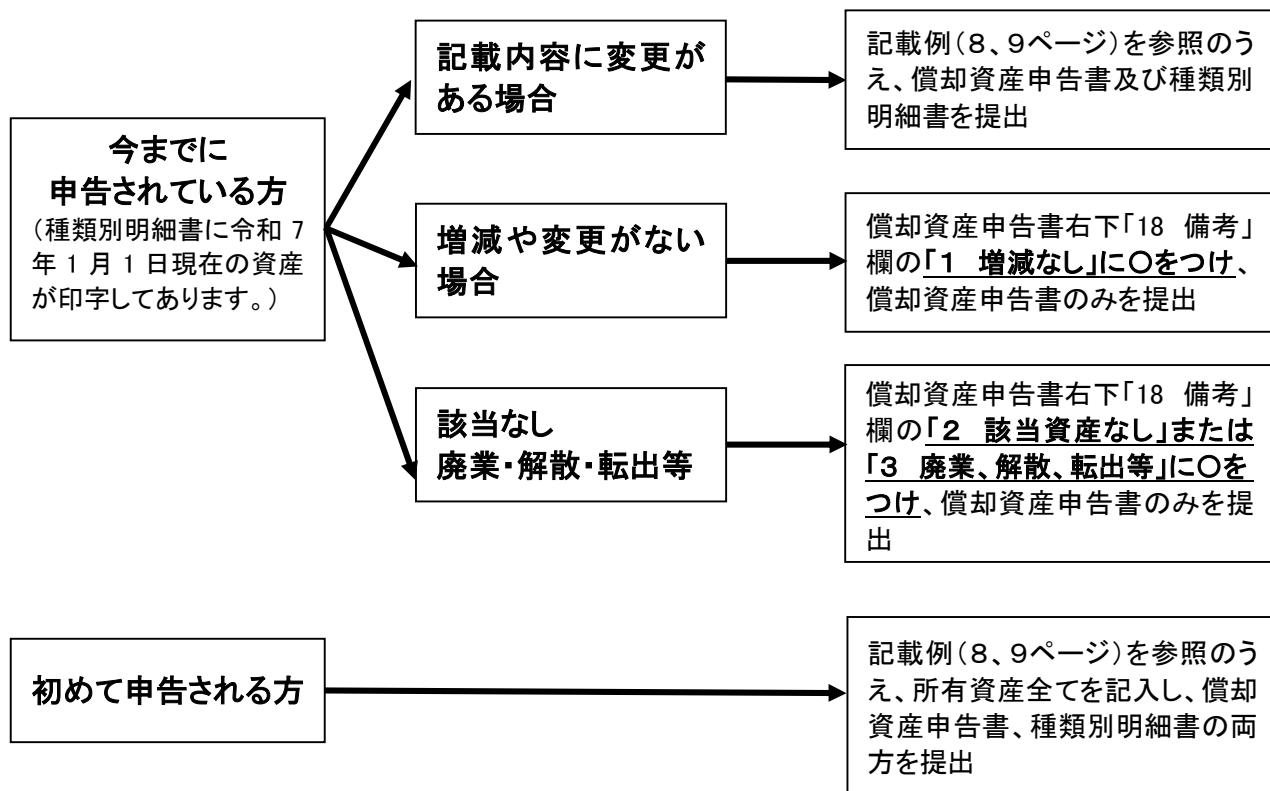
電子申告 eLTAX(エルタックス)をぜひご利用ください

刈谷市の償却資産の申告はeLTAXを利用して、電子申告ができます。

利用手続きなどの詳細は、eLTAX のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

1 申告方法

(1) 刈谷市から送付した様式による申告(一般方式)の場合



(2) 電算処理による申告の場合

賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告してください。

- (ア) 資産の価額と課税標準額を計算し、申告書類を記入してください。
- (イ) 評価額の最低限度は、取得価額の5%です。
- (ウ) 課税標準額の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記載してください。

注意事項

- 1 決算期以降、賦課期日(1月1日)までの間に取得した資産についても、申告漏れのないようにしてください。台帳等が未整理のため、令和8年2月2日までに申告できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第、修正、追加の申告をお願いすることができます。
- 2 該当資産がない場合、または廃業、解散、転出等の場合でも申告は必要です。 申告書の「18 備考」にその旨を記入し、申告してください。

2 債却資産のあらまし

(1) 債却資産とは

会社や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具設備等の資産が債却資産です。地方税法383条の規定により、刈谷市内で事業を営んでいる場合は、毎年1月1日現在所有している債却資産を申告しなければならないとされています。

(2) 申告の対象となる資産

- 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、減価償却費が所得税法または法人税法による計算上、損金または必要経費に算入されるもの
- 耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上の資産
- 取得価額が10万円未満であるが、固定資産として個別に減価償却している資産（詳細は参考1のとおり）

以下の資産も申告が必要です。

- ① 債却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 未稼働の資産（完成後まだ稼働していない資産）
- ④ リース資産（詳細は参考2のとおり）
- ⑤ 割賦買入資産（割賦金の完済していない資産）
- ⑥ 遊休資産（事業の用に供することができる資産）
- ⑦ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）

【参考1】少額資産について

少額資産は、税務会計（法人税・取得税）の処理（債却方法）に応じて、取り扱いが異なります。

取得価額	個別減価償却	中小企業特例	一時損金算入*	3年一括債却*
10万円未満			×	
10万円以上 20万円未満	○ (申告が必要)	○ (申告が必要)		×
20万円以上 30万円未満				
30万円以上				

* 令和4年4月1日以後、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付（主な事業として行われているものを除く）の用に供するものは、申告対象となりました。

【参考2】リース資産について

リース資産は契約内容により、資産を貸している人が申告する場合と、資産を借りて事業に使用している人が申告する場合に分かれます。詳しくは下記のとおりです。

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸借契約によるリース資産 特徴：賃貸期間が自由に選択できる、期間満了とともに資産は回収される	○ (資産の所在する市町村へ申告)	✗ (申告不要)
実際の売買に当たるようなリース契約の資産 特徴：所有権留保付割賦販売等で、リース後に資産が使用者の所有物になるような場合など	✗ (申告不要)	○ (申告が必要)

※平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンスリース」取引については、税務会計(法人税・所得税)において、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来通りリース会社の申告となります。

(3) 業種別の主な償却資産

業種	課税の対象となる主な償却資産の例
共通	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、複写機、タイムレコーダー、自動販売機、ブラインド・カーテン等、LAN設備、ファクシミリ、事務机、椅子、レジスター、テレビ、看板、ネオンサイン、パソコン、エアコン、内装・内部造作、駐車場設備等
飲食業	テーブル・椅子、カウンター、室内装飾品、金庫、ジューケボックス、冷蔵庫、厨房用具、日よけ、カラオケ機器等
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、ビニール包装設備等
農業	温室(ビニール製)、給排水設備、井戸、乗車して自走運転のできる装置のない農業用耕作機械、農耕作業用自動車(大型特殊自動車に限る)等 ※自動車税、軽自動車税の対象は除く
医療業	ベッド、キャビネット、分包器、エックス線装置、顕微鏡、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、冷蔵庫等
小売業	ショーウィンドウ、陳列ケース、冷蔵ストッカー、店用簡易装備、間仕切り、日よけ等
製造業・修理業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、グラインダー、コンプレッサー、クレーン、検査工具、治具、取付工具、切削工具、受・変電設備、動力配線等
不動産賃貸業	駐車場舗装、自転車置場、屋外給排水設備、フェンス、側溝等 (共同住宅の場合は、6ページ参照)

(4) 償却資産とその耐用年数

【構築物及び建物附属設備】

		耐用年数		耐用年数		耐用年数	
構築物	舗装路面・舗装道路		へい		農業ハウス		
	アスファルト舗装	10		コンクリート・ブロック製	15	金属製	14
	石・砂利道	15		金属製	10	その他のもの	8
	コンクリート舗装	15		緑化施設		広告用のもの	
	庭園	20		工場用	7	金属製	20
	打ち込み井戸	10		その他のもの	20	その他のもの	10
	可動間仕切			アーケード・日よけ設備		屋外給排水・衛生・ガス設備	15
	簡易なもの	3		金属製	15	エヤーカーテン	12
	その他のもの	15		その他のもの	8	店用簡易装備	3
	店舗内装（耐用年数は店舗本体の耐用年数と同じ）						

【機械及び装置】

		耐用年数		耐用年数		耐用年数	
機械及び装置	食料品製造業用設備	10	化学工業用設備		電子部品・デバイス・電子回路製造業用設備		
	印刷業・印刷関連業用設備			臭素、よう素又は塩素・臭素・よう素化合物製造設備	5	光ディスク製造設備	6
	デジタル印刷システム設備	4		塩化りん製造設備	4	プリント配線基板製造設備	6
	製本業用設備	7		活性炭製造設備	5	フラットパネルディスプレイ・半導体集積回路・半導体素子製造設備	5
	その他の設備	10		半導体用フォトレジスト製造設備	5	その他の設備	8
	プラスチック製品製造業用設備	8		フラットパネル用カラーフィルター・偏光板・偏光板用フィルム製造設備	5	その他の小売業用設備	
	ゴム製品製造業用設備	9		その他の設備	8	ガソリン・液化石油ガススタンド設備	8
	金属製品製造業用設備					その他の設備	
	金属被覆・打はく・金属製ネームプレート製造業用設備	6				金属製	17
	その他の設備	10				その他のもの	8
生産用機械器具製造業用設備	洗濯業・理容業・美容業	13				自動車整備業用設備	15
	農業用設備	7				道路貨物運送業用設備	12
	金属加工機械製造設備	9					
	林業用設備	5					
	その他の設備	12					
太陽光発電設備	飲食店業用設備	8					
	飲食料品小売業用設備	9					

【工具、器具及び備品】

		耐用年数		耐用年数		耐用年数	
工具	金型	2	金属製柱・カッペ	3	治具・取付工具	3	
	ロール（金属圧延用）	4		2		5	
器具及び備品	事務机・椅子・キャビネット		パーソナルコンピュータ	4	金庫		
	金属製	15				手提げ金庫	5
	その他のもの	8				その他のもの	20
	応接セット		広告器具		厨房用品		
	接客業用	5		簡易看板・ネオンサイン	3	陶磁器・ガラス製	2
	その他のもの	8		その他のもの	5	その他のもの	5
	陳列棚・ケース		電話設備・通信機器		冷暖房用機器（ルームクーラー等）		
	冷凍・冷蔵機付のもの	6		デジタルボタン電話設備	6	6	
	その他のもの	8		その他のもの	10	テレビ・ステレオ等音響機器	5
	理容・美容機器	5	複写機・レジスター・タイムレコーダー等		電気冷蔵庫・洗濯機・その他電気・ガス機器		
	カーテン・寝具等繊維製品	3				6	

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令に基づくものです。

(5)建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋に含まれる建築設備とは、電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の家屋と一緒にとなって、家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区別して評価しています。

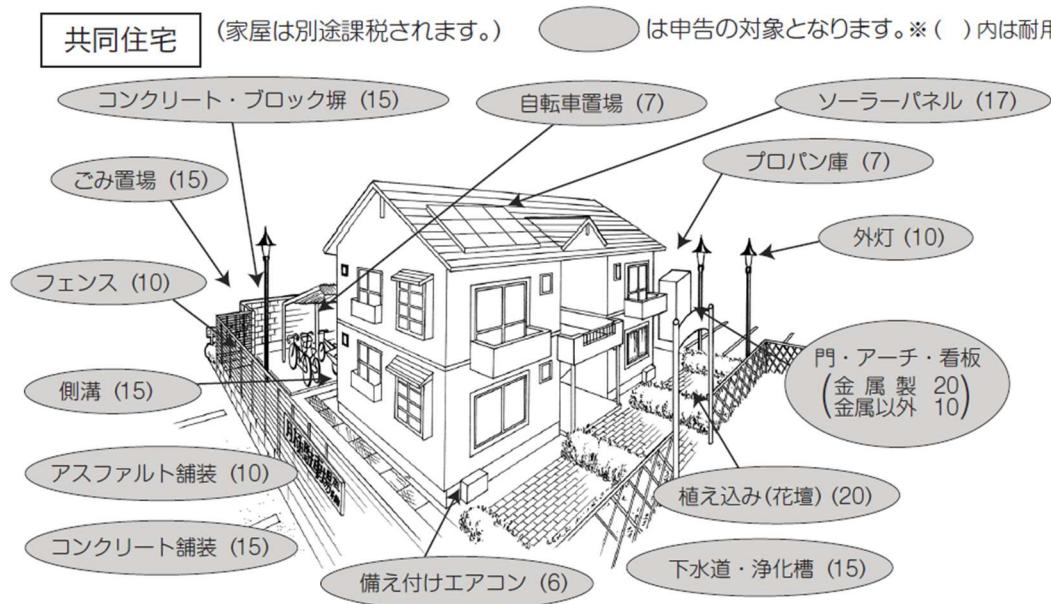
設備等の種類	設備等の分類	設 備 等 の 内 容	区分 【家屋】	区分 【償却資産】
建設工事	内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事、屋外の配線		◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎
		配管・配線等	○	
	LAN設備	設備一式		◎
給排水衛生設備	放送・拡声設備	マイク・スピーカー、アンプ等の機器		◎
		配管・配線等	○	
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎
		配管・配線等	○	
	避雷設備	設備一式	○	
空調設備	火災報知設備	設備一式	○	
	排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎
		屋内設備、配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎
		屋内の配管等	○	
その他の設備	衛生設備	設備一式(洗面器、便器等)	○	
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備等	○	
	空調設備	ルームエアコン(壁掛け型)、特定の生産または業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
その他の設備	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎
		エスカレーター、エレベーター等	○	
	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店等のサービスに関わる設備、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎
外構工事	上記以外の設備		○	
	洗濯設備	事業用の洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、寮・病院等の洗濯設備		◎
	その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(つい立て)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪機、ごみ処理設備、郵便受け、宅配ボックス、カーテン・ブラインド等		◎
	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎

※家屋の所有者と異なる者(テナント入居者等)がその事業の用に供するために取り付けた、建物に付随する資産については、上記の区分に関わらず、その資産の所有者であるテナント入居者に申告義務があります。

※家屋所有者が取り付けていた内装・建築設備を撤去し、テナント入居者が新たに内装・建築設備を取り付けた場合、家屋の評価を見直す場合がありますので、税務課家屋係までご連絡ください。

(6)共同住宅の償却資産の例

不動産賃貸業を営む方が所有する事業用資産は、土地・家屋とは別に「償却資産」として固定資産税の対象となります。



3 課税標準の特例

地方税法附則第15条に規定する一定要件を備えた償却資産は、課税標準額が軽減されます。該当する資産については、種類別明細書の摘要欄または申告書の備考欄に、適用条項や特例に該当する旨を記入してください。なお、新たに適用される資産を取得された場合は、事実を証明する書類を添付してください。

適用規定		資産の種類	適用期間	特例率	添付書類
地方 税 法 附 則	第7項	低公害車燃料等供給施設 ※取得価額 5億円以上 (1/2) 3億円以上 (5/6) (令和5年4月1日～令和9年3月31日取得分)	取得後 3年度分	1/2 5/6	燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金に係る交付決定通知書（写）
	第25項	再生可能エネルギー（太陽光）発電設備 ※1000kW未満 (2/3) 1000kW以上 (3/4) (令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分)	取得後 3年度分	2/3 3/4	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書（写）
	第43項	中小事業者等が先端設備等導入計画に従って取得した新規設備等 (令和7年4月1日～令和9年3月31日取得分)	1.5%以上の賃上げ 3%以上の賃上げ	取得後 3年度分 5年度分	・先端設備等導入計画に係る申請書（写） ・当該計画認定書（写） ・投資計画に関する確認書（写） ・従業員へ賃上げ方針を表明したことの証する書面（写）

4 債却資産の評価のしかた

資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに、資産ごとに以下の通り計算します。ただし、個々の資産評価額は、取得価額の5%が最低限度額です。

【評価額の算出式】

前年中(令和7年中)に取得した資産

評価額=取得価額×減価残存率(前年中取得のもの)

前年前(令和6年以前)に取得した資産

評価額=前年度評価額×減価残存率(前年前取得のもの)

【計算例】

令和7年11月取得、取得価額 1,000,000 円、耐用年数3年の資産の場合

年 度	評 価 額
令 和 8 年 度	1,000,000 円 × 0.732=732,000 円
令 和 9 年 度	732,000 円 × 0.464=339,648 円
令 和 10 年 度	339,648 円 × 0.464=157,596 円(円未満切捨て、以下同じ)
令 和 11 年 度	157,596 円 × 0.464=73,124 円
令 和 12 年 度	73,124 円 × 0.464=33,929 < 50,000 円 ※令和12年度で算出額が取得価額の5%(50,000 円)を下回るため、令和12年度以降は 50,000 円で評価されます。

【減価残存率表】

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
2	0. 658	0. 316	11	0. 905	0. 811	20	0. 945	0. 891
3	0. 732	0. 464	12	0. 912	0. 825	22	0. 950	0. 901
4	0. 781	0. 562	13	0. 919	0. 838	25	0. 956	0. 912
5	0. 815	0. 631	14	0. 924	0. 848	30	0. 963	0. 926
6	0. 840	0. 681	15	0. 929	0. 858	35	0. 968	0. 936
7	0. 860	0. 720	16	0. 933	0. 866	40	0. 972	0. 944
8	0. 875	0. 750	17	0. 936	0. 873	45	0. 975	0. 950
9	0. 887	0. 774	18	0. 940	0. 880	50	0. 977	0. 955
10	0. 897	0. 794	19	0. 943	0. 886	60	0. 981	0. 962

償却資産申告書の記載例

※ボールペンで記入して下さい。

受付印	令和 8 年 1 月 20 日 刈谷市長様	
-----	--------------------------	--

令和 8 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

マイナンバーを記載してください。
(個人の場合は左側を1文字空ける)

※ 所有者コード

提出用

第二十六号様式

該当するものを○で囲んでください。

印字されている住所・氏名が誤っている場合は訂正してください。

所有者	1 住 所 (又は納税通知書送付先) 1 住 所 (又は納税通知書送付先)	〒 448-8501 かりやし とうようちょう 刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地 (電話 0566-23-1111)
所有者	2 氏 名 (法人にあっては その名称及び 代表者の氏名)	かりや たろう 刈 谷 太 郎 (屋号 刈太屋)

3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0	8 短縮耐用年数の承認 有・無	
4 事業種目 (資本金等の金額)	食品製造業 (10 百万円)		9 増加償却の届出 有・無
5 事業開始年月	昭和52年 10 月		10 非課税該当資産 有・無
6 この申告に応答する者の係及び氏名 (電話)	税務課 刈谷 花子 23-1111		11 課税標準の特例 有・無
7 税理士等の氏名 (電話)	愛知 太郎 62-1205		12 特別償却又は圧縮記帳 有・無
			13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
			14 青色申告 有・無

資産の種類		取 得 価 額											
		前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)								
十億	百万	千	円	十億	百万	千	円						
1	構築物	1	500	000	↑ 1	500	000	↑ 1 000	000	十億	百万	千	円
2	機械及び装置	5	500	000	↑ 1	500	000	↑ 2 000	000	6	000	000	000
3	船 舶												
4	航空機												
5	車両及び運搬具												
6	工具、器具及び備品	4	600	000				600	000	5	200	000	000
7	合 計	11	600	000	3 000	000	3 600	000	12 200	000			

令和7年中に減少した資産の
取得価額を記入して下さい。

令和7年中に取得した資産の取得価額を記入して下さい。
申告漏れ資産がある場合は、前年中に取得したものとして記載してください。

※市職員記入欄				資産の種類		評 価 額 (示)		※ 決 定 価 格 (～)		※ 課 税 標 準 額 (～)			
区分	一品	電算	電算優先	1	構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
処理	持例	閉鎖	相続	過年	2	機械及び装置							
更正	1	2	3	4	3	船 舶							
課税標準	課税免点			4	航空機								
	課税免点			5	車両及び運搬具								
土地家屋	有	無		6	工具、器具及び備品								
支払方法	自主	口振		7	合 計								

記入の必要はありません。
ただし、電算処理による全資産申告をされる場合
には記入してください。

15 刈谷市内における事業所等資産の所在地	(1) 東陽町1-1
	(2)
	(3)

16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等 刈谷市大手町2-25 刈谷レンタル㈱
------------------	---------------------------------

17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 借家
----------------	---------

18 備考 (添付書類等) 該当する番号に○印をつけてください。
1 増減なし 2 該当資産なし
3 廃業、解散、転出等 (年 月 日)

(添付書類) 先端設備の特例に関する書類の写し

担当者 ① ② ③	申告書の控えが必要な場合は、あらかじめ 申請書のコピーを一部ご用意ください。
-----------	---

該当する項目があれば、番号を○で囲んで下さい。また、参考となる事項があれば余白に記入してください。

1. 増減なし：前回の申告以降に資産の異動がなかった場合
2. 該当資産なし：申告する資産がない場合
3. 廃業、解散、転出等：刈谷市内に資産がなくなった場合は、該当する項目を○で囲み、その年月を記載

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

●この書類は、そのまま電算処理用データとして使用しますので正確に記入して下さい。

特に、「取得年月」「取得価額」「耐用年数」は、評価計算の基礎となりますので、記入漏れの無いようお願いします。

●耐用年数経過後であっても、事業の用に供しているかぎり、償却資産の申告対象ですのでご注意ください。

この種類別明細書には、前年1月1日現在の所有資産が印字しておりますので、前年中に取得した資産、及び売却・滅失・移動等により減少した資産がある場合、又は印字内容に変更がある場合に記入して下さい。

資産の増減・変更がない場合には、この種類別明細書は提出する必要はありません。

令和 8 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）